

令和7年度 新潟市副業関係人口創出事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度 新潟市副業関係人口創出事業業務委託

2 委託業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大は、東京一極集中の危うさを顕在化させた一方で、テレワークなど時間や場所に捉われない働き方や副業・兼業などの普及により、若い世代を中心に地方暮らしへの関心が高まる契機となった。今後は、これらの社会変化を好機と捉え、本市への移住・定住促進や関係人口創出にかかる施策を戦略的に進めていくことが重要となる。

そこで、都心部の副業・兼業やプロボノを希望する人材（以下、副業等人材）を対象に、市内事業者が抱える地域や産業の課題解決に向けたプロジェクト（以下、地域課題等解決プロジェクト）を実施するとともに、市内事業者に向けては、課題を解決するために外部人材を活用した事例や利点の周知などを通じて意識醸成を図り、市全体で副業等人材を活用するための機運を醸成する。

一連の取組を内外に継続的に発信し、副業等人材を積極的に受け入れる本市のイメージを広く定着させることで、将来的には、副業等人材と市内事業者との直接的なマッチングを生み出す仕組を構築し、本市への移住と、企業や地域を単位とした関係人口の創出促進を図る。

事業実施にあたっては、地域おこし協力隊を伴走させ、事業終了後には、当該事業スキームの活用により、市内事業者等の地域の担い手による事業の自走化を目指す。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日まで

4 委託内容

受託者は下記に掲げる各業務を実施するにあたり、本事業の目的を十分理解した上で進捗管理を行い、業務全般に統一感及び連動性を持たせること。

また、業務に支障が出ないよう必要な人員を配置するとともに、提案内容の企画及び実施、実施後のフォローに要する費用は全て受託者が負担すること。

加えて、業務委託契約締結後、速やかに事業実施計画書等を作成し、業務委託期間中は月次の進捗報告会議等を開催し、委託者に対して事業実施報告書により事業の進捗報告を行う。業務が遅延する場合には、市との協議に基づき当該計画書等を修正し、遅延の理由や業務の改善内容等を記載した書面と共に提出・説明の上、市の承認を得ること。

(1) 委託項目

- ①地域課題等解決プロジェクトの企画及び運営業務
- ②地域課題等解決プロジェクトに参画する副業等人材の募集業務
- ③副業等人材の活用促進にかかるプロモーション業務
- ④外部副業人材と市内事業者との直接的なマッチング事例の周知および一部実践
- ⑤地域おこし協力隊の任務遂行支援

(2) 企画提案にあたっての共通要件

上記(1)①から⑤までの項目を提案するにあたり、下記の要件を満たすこと。

- ア 本市への移住・定住及び関係人口施策と連動を図ったものとする。
- イ アンケートなどによる効果分析等のフォローアップを実施すること。
- ウ 広報の効果として、ランディングページの閲覧者数、SNSのフォロワー数の増加、移住相談件数の増加、最終的には本市への移住に結び付くよう工夫すること。
- エ 企画提案にあたり、実施するそれぞれの企画の目的及び期待する効果について、数値等を用いるなど具体的に説明すること。

(3) 委託業務内容

①地域課題等解決プロジェクトの企画及び運営業務

副業等人材を対象に、地域課題等解決プロジェクトを実施する。事業実施にあたっては、地域おこし協力隊を伴走させ、将来的には、市内事業者等の地域の担い手が事業を継承する契機となるよう運営に配慮すること。

ア 地域課題解決プロジェクトの仕様にかかる事項

- ・地域課題等解決プロジェクト3事業以上を想定し企画書を提示することとし、企画は事業が的確かつ効果的に運営されるよう工夫すること。

- ・地域課題等解決プロジェクトの企画は、上記2に掲げる本市の置かれる状況等を踏まえ、市内事業者の抱える地域や産業の課題解決（地域課題と産業課題の各1事業以上）に向け、複数事業者が関わる課題など効果的な内容とする。市内事業者の選定にあたっては、事業者側の人材不足感、外部人材活用への関心や意欲のみならず、経営改善、経営力強化に資する効果的なプロジェクトを生み出すため、活用可能な強みや価値、事業者の推進体制、経営者のコミットメント等を総合的に勘案し、事業効果を高めるよう努めること。
- ・地域課題等解決プロジェクトに関わる市内事業者は、新潟市に本社・本店等を置く企業・団体とし、地域貢献やCSR（企業の社会的責任）の意欲が高く、参加の可能性が高い候補となる者を選定し、その企業や団体への効果的なアプローチ手法等を採用すること。なお、プロジェクトに参画したことを自らが積極的に広報する意思のある者であることが望ましい。
- ・地域課題等解決プロジェクトの実施場所は、原則として市内とする。
- ・地域課題等解決プロジェクトに参加する副業等人材の数は、各プロジェクトに一時的に参加（スポット参加）する副業人材も含め20名以上とする。
- ・副業等人材に対し、交通費や市内滞在費等を支給すること。なお、支給額は、1泊2日の場合、3万円程度を目安とする。

（プロジェクト進行イメージ（例））



イ 市内事業者の掘り起こしにかかる事項

- ・地域課題等解決プロジェクトに参画する市内事業者の掘り起こしのため、副業等人材の活用の意義や進め方、好事例等について、市内事業者や関係機関・団体等に発信するための事業案内セミナー開催し、市内事業者20社の参加を目標とする。
- ・単発のセミナーでは十分に周知が図れない場合は、アーカイブ動画の配信や資料提供、個別対応など周知の方法を工夫すること。
- ・地域課題等解決プロジェクトに参画する市内事業者の掘り起こしのための企業訪問や面談を、関係機関・団体と連携しながら実施するとともに、市や関係機

関・団体が実施する企業訪問や面談にも、依頼に応じて同行し、趣旨説明や活用提案等を行うこと。

ウ 市内事業者と副業等人材のマッチング

- ・地域課題等解決プロジェクト3事業以上を決定し、副業等人材とのマッチングを図ること。
- ・地域課題等解決プロジェクトごとに、背景や思い、取組概要、期待する効果、プロジェクトの参加により外部人材が得られる価値、想定する人材像や条件等を整理した資料を作成し、効果的なマッチングにつながるよう工夫すること。

エ プロジェクトへの伴走支援にかかる事項

- ・地域課題等解決プロジェクトが円滑に進むよう、必要に応じて、定例ミーティングへの参加や進捗フォロー、議事録作成のほか、市内事業者と副業等人材との面談、それに対するフィードバック等を行うこと。
- ・地域課題等解決プロジェクトの進捗管理は、市内事業者と副業等人材の自主性に任せるだけでなく、プロジェクトごとに支援担当者を配置し、状況に応じて助言を行うなど、プロジェクトの質が確保されるよう主体的に関わること。その上で、受託者が持つ伴走支援のノウハウを、関係機関・団体等の支援が見込める者に積極的に提供する役割を果たし、本業務を通して支援者の層の拡充に努めること。
- ・市内事業者や関係機関・団体等の地域課題等解決プロジェクトの関係者を対象に、キックオフセミナー等を開催することにより、必要となるスキルのフォローを行うとともに、完了までのモチベーションの維持・喚起を図る。セミナー等に参加できない関係者がいる場合を想定し、柔軟なフォロー体制を整え、個別対応を行う。事業全体を通して、関係者の受付・取りまとめ、問い合わせ対応を含め、一切を統括すること。

オ プロジェクトの振り返りにかかる事項

- ・地域課題等解決プロジェクト完了後に、市内事業者及び副業等人材との面談を行い、フィードバックを行うとともに、振り返りや市内事業者同士の事業報告会を実施し、市内事業者に向けて、課題を解決するために外部人材を活用した

事例や利点の周知などを通じて意識醸成を図り、市全体で副業等人材を活用するための機運を醸成すること。

- ・振り返りや市内事業者同士の事業報告会は、市内事業者 30 社の参加を目標とする。
- ・地域課題等解決プロジェクトで生み出された成果や課題、取組過程を報告し、自走化に向けた取組につなげるとともに、プロジェクトの中から数件をモデル事例として記事化し、成果や課題などを市内事業者に向けて展開すること。

カ 将来的な市内事業者の掘り起こし

- ・将来的に副業等人材の活用を見込む市内事業者群の母集団形成を図るため、対象者を掘り起こし、地域課題等解決プロジェクト実施期間中の様子や成果・効果について学ぶ機会を随時提供する。モデル事例の共有や、セミナー、報告会等へのオブザーブ機会を提供することで、具体的な取組イメージを持たせ、取組意欲を喚起すること。

キ その他運営全般にかかる事項

- ・地域課題等解決プロジェクトの企画・実施にあたっては、企画内容、実施スケジュール等を盛り込んだ企画書を作成し、市及び市内事業者と協議した上で進める。プロジェクトの支援者となりうる関係機関・団体を特定し、連携を十分に図ること。
- ・事業の実施にあたり、参加者のけがや器物等の破損に係る保険に加入すること。

②地域課題等解決プロジェクトに参画する副業等人材の募集業務

地域課題等解決プロジェクトが効果的な実施となるよう同プロジェクトに参画するのにふさわしい副業等人材を設定し、募集する。

ア 副業等人材の設定・募集にかかる事項

- ・副業等人材は、原則として東京圏在住・在勤の会社員又は個人事業者とする。
- ・副業等人材の募集にあたり、地域課題等解決プロジェクトへの参画にふさわしい人材像を設定し、効果的なアプローチの手法等を提案すること。
- ・効果的なアプローチの手法等を取り入れるため、必要に応じて東京圏在住・在

勤の会社員又は個人事業者を対象としたアンケートを実施するとともに、市内事業者へのヒアリングを行うこと。

イ その他運営全般にかかる事項

- ・地域課題等解決プロジェクトに参画させようとする副業等人材に対し、当事業の趣旨を説明し、プロジェクトへの参画の同意を得た上で実施すること。

③副業等人材の活用促進にかかるプロモーション業務

東京圏在住・在勤の会社員等及び市内事業者に対し、新潟市副業関係人口創出事業の内容を広く広報することで、副業・兼業やプロボノに適した本市の魅力や副業等人材を活用して課題を解決する事例等を発信し、市内で副業等人材が活躍するイメージの定着と市内事業者の意識醸成により取組の横展開を図る。

- ・東京圏在住・在勤の会社員及び個人事業者に対し、新潟市副業関係人口創出事業の内容及び副業・兼業やプロボノに適した本市の魅力等を発信すること。
- ・市内事業者に対し、上記4（3）①オによる事業報告会などを通じて、外部人材を活用して課題を解決する事例等を広く発信することで、取組の横展開を図り、市内事業者の副業等人材の活用促進に向けた機運を醸成すること。
- ・ランディングページの運用、SNS 広報は必須とし、効果的な広報の手法、ターゲットの層、ランディングページや SNS の更新頻度、目標フォロワー数及び専用サイトの閲覧数など数値目標を設定し、それらの実現に向けた取組内容、広報スケジュール等を提案すること。
- ・広報にあたり、新潟市移住・定住情報サイト「新潟暮らしは、HAPPY ターン。」、新潟市働き方改革推進・実践企業ネットワーク構築事業ポータルサイト、SNS、ウェブ記事、ウェブ広告等を活用すること。

④外部副業人材と市内事業者との直接的なマッチング事例の周知および一部実践

将来的には、副業等人材と市内事業者との直接的なマッチングを生み出す仕組みを構築することを目指し、仕組み構築に向けて、副業等人材と市内事業者との直接的なマッチング事例を周知するとともに、市内事業者に対し副業人材募集のための民間求人媒体などへ掲載支援を行うなど、副業人材との直接的なマッチングを図ることで、

本市への移住と、企業や地域を単位とした関係人口の創出促進を図る。

ア 副業等人材の求人開拓に係る事項

- ・受託者は、市内事業者における副業等人材の求人開拓を行い、人材募集のための媒体掲載の支援を併せて実施する。なお、媒体掲載後も定期的に採用状況確認を行い、必要なフォローアップを実施する。
- ・市内事業者における副業等人材の求人開拓件数は10件を目標とする。

イ マッチング媒体（副業人材マッチングサイトなど）に係る事項

- ・受託者は、人材募集のための媒体の選定にあたって、市内事業者の求人職種や業務内容などを総合的に勘案し、適した媒体を提案する。

ウ その他運営全般にかかる事項

- ・求人開拓や媒体の選定、掲載支援、媒体掲載後の定期的なフォローアップにかかる経費など、仕組構築に向けた試験的取組に必要な費用は全て受託者が負担すること。

⑤地域おこし協力隊の任務遂行支援

新潟市が委嘱する地域おこし協力隊を事業に伴走させることで、将来的に、市内事業者等の地域の担い手へ事業が継承されるような体制の構築を図ることを目的とする。下記ウの事項については、地域おこし協力隊に欠員が生じた場合に、委託者と協議のうえ実施するものとする。

ア 地域おこし協力隊の任務遂行支援にかかる事項

- ・地域おこし協力隊の任務内容は、上記（3）①から④までのいずれの業務にも関わるものとし、事業計画の作成や任務に応じた業務に対する補助を行うこと。

イ その他運営全般にかかる事項

- ・新潟市が委嘱している地域おこし協力隊の令和7年度の報酬、住居手当、活動にかかる経費など協力隊が事業に伴走する上で必要な費用は、新潟市都市型地域おこし協力隊実施要綱（副業関係人口創出事業）に基づき、全て受託者の負

担で受託者が支払いをすること。

- ・事業終了後には、当該事業スキームの活用により、地域おこし協力隊や市内事業者等の地域の担い手による事業の自走化を見据えた支援をすること。

ウ 地域おこし協力隊の募集にかかる事項

- ・地域おこし協力隊は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号）の対象となる人で、特別交付税措置に係る地域要件確認表の適用対象を満たし、任期中に新潟市内に住民票を異動することができる人材であること。その上で、事業の効果的な実施に向けて、都市部からの視点を生かして、地域住民や関係団体等と協力・連携し、その活動から地域に賑わいや活力を生み出し、市内外へ波及できる人材1名を提案すること。
- ・地域おこし協力隊の任期は、採用日から令和8年3月31日まで（延長なし）とすること。
- ・地域おこし協力隊の提案にあたり、必要な人材を洗い出し、市と協議した上で、協力隊の人材像や具体的な任務内容、勤務日数・時間、報酬等の採用コンセプトを設計すること。

5 経費の区分

本事業の対象とする経費は、委託事業者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおり。

経費区分	内 容
1 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
2 事業費	
旅費	受託事業者の社員で当該事業に従事する者、専門家、講師等の交通費、日当、宿泊費
会場費	事業（会議、セミナー等）を行うために必要な会場費、機器等借料、運搬費（機器機材等）、会場設営費等
謝金・報酬	事業を行うために必要な謝金・報酬（専門家、講師等の謝金・報酬）
物品購入費	事業を行うために直接必要な物品（当該事業のみで使用されることが特定・確認できるもの。消耗品費や資料等（諸経費の中

	の一般管理費で購入するものを除く)) の購入に要する経費
外注費	事業を行うために必要な経費の中で、事業者が直接実施することが出来ないもの、又は適当でないものの外注に要する経費
印刷製本費	事業で使用する資料、事業完了報告書等の印刷に関する経費
補助職員人件費	事業に直接従事する補助職員（アルバイト等）に係る経費
3 その他経費	
地域おこし協力 隊経費	地域おこし協力隊の報酬、住居手当、活動にかかる経費など、協力隊が事業に伴走する上で必要な費用
一般管理費	事業を行うために必要な経費の中で、エビデンスによる照合が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時において一定割合支払いを認められる間接経費

6 市への報告

(1) 提出内容

①事業完了報告書（紙及びCD-ROM等磁気媒体によるデータ納品）

受託者は、委託者へ事業完了報告書を提出するときは、これに併せて事業実施の具体的内容及び成果等について記載した実施結果報告書を作成し提出すること。なお、成果については、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

②その他、委託業務で使用した資料等（紙及びCD-ROM等磁気媒体によるデータ納品）

(2) 提出期限

①については事業完了時（令和8年3月31日）とする。②については都度、納品する。データ納品の際は、ウイルスチェックを行い、正常な状態で納品する。

(3) 提出場所

新潟市経済部雇用・新潟暮らし推進課

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

7 実施体制

委託業務の実施にあたっては、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務遂行にあたり業務全体を統率する総括責任者を置くこと。

なお、ウェブサイトに関しては24時間365日運用であり、緊急を要する業務については、委託者から連絡の有無を問わず、受託者は迅速に処置を行うよう努め、緊急を要する場合については、平日以外や営業時間外についても連絡が取れるような体制を持つこと。

8 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 第三者への委託

委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。委託業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。乙が取り扱う個人情報については、市の保有する個人情報として新潟市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の故意が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、受託者の所有する写真又は動画を構成する映像の素材についてはこの限りではないが、委託者が行う移住に関連する事業において使用する場合は、別途協議を行うものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契

約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切の受託者の責任において処理するものとする。

(8) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく市と協議して定めるものとする。